

# 春日都市インターネットモニター設置要綱

## (設置)

第1条 市が発信する行政情報並びに市の施策、制度及びサービスに対する市民の意見や感想を聴取するとともに、行政効果を測定することにより、今後の市政、広報活動等の効率的な運営に資するため、春日都市インターネットモニター（以下「モニター」という。）を置く。

## (職務)

第2条 モニターは、インターネットを利用して行う行政情報並びに市の施策、制度及びサービスに関するアンケート（以下「アンケート」という。）に回答するものとする。

## (定数)

第3条 モニターの定数は、100人以内とする。

## (要件)

第4条 モニターに応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、募集に係る年度の4月1日現在において18歳以上の者
- (2) ホームページ等の閲覧、電子メールの送受信等のアンケートに必要なインターネット環境を有する者
- (3) 春日都市職員又は春日都市議会議員でない者

## (応募)

第5条 モニターに応募しようとする者は、市長が指定する方法により応募するものとする。

2 市長は、前項の規定により応募を受けたときは、その内容を審査のうえ登録の可否を決定し、市長が別に定める方法により、当該応募をした者に通知するものとする。

## (登録)

第6条 市長は、前条第1項の規定によりモニターに応募した者が第4条各号掲げる要件に該当すると認めるとときは、当該応募した者をモニターとして登録するものとする。

## (任期)

第7条 モニターの任期は、モニターとして登録された日から当該年度の3月31日までとする。

## (登録の抹消)

第8条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の内容により応募していたとき。

- (2) アンケートに対し、関係のない話題、公序良俗に反する回答等が繰り返されるとき。
- (3) モニターが市外に転出したとき。
- (4) モニターが登録抹消を申し出たとき。
- (5) モニターの職務を遂行できない事由が生じたとき。
- (6) その他市長が登録抹消することが適当であると認めたとき。

(アンケート結果の公開)

第9条 アンケート結果は、原則として春日部市公式ホームページで公表する。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、アンケートの回答内容に係る主管課において修正又は削除することができる。

- (1) 誤字、脱字又は文章の錯誤があったとき。
- (2) アンケートに関係のない内容であったとき。
- (3) 個人が特定される内容であったとき。
- (4) ひぼう中傷に当たる内容であったとき。
- (5) 公序良俗に反する内容であったとき。
- (6) 個人と市等の間で調整をしている案件に関する内容であったとき。

(謝礼)

第10条 職務を行ったモニターに対し、毎年度予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(費用負担)

第11条 モニターの職務に必要となる費用は、全てモニターが負担するものとする。

(庶務)

第12条 モニターの庶務は、総合政策部シティセールス広報課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。